

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機（396））

2. 日時：令和3年4月13日 13時30分～16時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

千明主任安全審査官、服部主任安全審査官、日南川技術参与

事業者：

中国電力株式会社 電源事業本部 担当部長（電源土木）他15名

5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち、「4条 地震による損傷の防止」及び「5条 津波による損傷の防止」について、4月9日提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【地震による損傷の防止について（第4条）】

液状化検討対象施設の選定及び解析手法選定について、地下水位の設定方針と整合するように説明すること。

浸水防止設備のうち隔離弁、ポンプ及び配管について、荷重の組合せがSクラスの機器・配管系と同等であることを説明すること。

【津波による損傷の防止について（第5条）】

外郭防護2における取水槽循環水ポンプエリアの非常用海水系配管について、浸水に対する影響評価の考え方を詳細に説明すること。

設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建物及び区画について、制御室建物及び廃棄物処理建物において設定する一部の区画が明確となるように説明すること。

発電所沿岸及び沖合で操業する漁船の調査数と周辺漁港の登録船舶数の差異の内容を説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6 . その他

関係資料 : なし